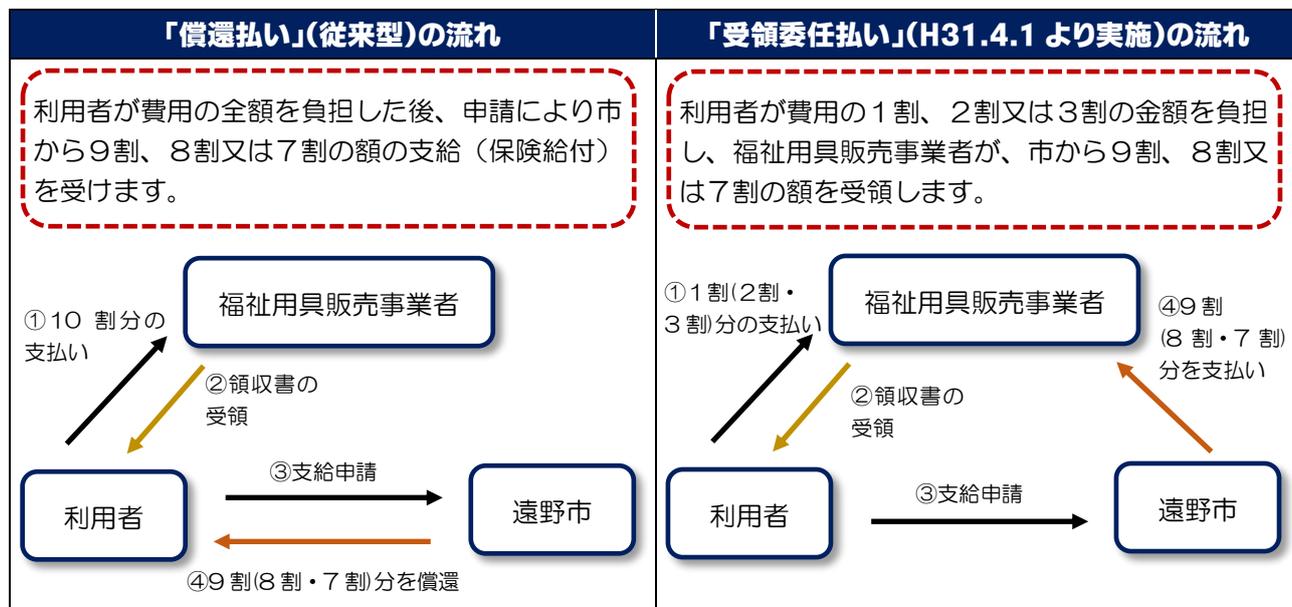


## 福祉用具購入費の受領委任払いの取扱いについて

これまで福祉用具購入費については、利用者がいったん費用の全額を支払った後、遠野市から保険給付分（9割、8割又は7割）が支給される償還払いのみとしておりましたが、経済的に困難な利用者の一時的な負担を軽減するため受領委任払いによる支給を平成31年4月1日から実施します。

これにより受領委任払いを選択した利用者は、支払いが費用の1割、2割又は3割で済むようになり、残りの保険給付分については利用者の同意に基づき、遠野市から福祉用具販売事業者に直接支うこととなります。



### 1 受領委任払いの開始日

平成31年4月1日以降に購入した特定福祉用具に係る福祉用具購入費について、受領委任払いによる支給を可能とします。従来どおり、償還払いによる支給も可能です。

### 2 受領委任払いを利用できる方

次のいずれにも該当する方は受領委任払いを利用できます。

- (1) 介護保険料の滞納をしていない方
- (2) 福祉用具購入費の支給額の総額が支給限度基準額（年間の上限10万円）※<sup>1</sup>に達していない方

※<sup>1</sup> 毎年4月から3月までの1年間に、福祉用具購入にかかった費用の10万円までについて、福祉用具購入費の支給を申請することができます。申請した金額のうちの9割、8割又は7割が市より給付されます。

### 3 受領委任払いを利用するにあたっての注意点

下記について留意し、利用者と福祉用具販売事業者（以下「販売事業者」という。）で十分に協議した上で受領委任払いによる申請をしてください。

○介護認定の申請中（新規、区分変更）の方及び更新申請中で暫定ケアプランによりサービス利用をしている方が受領委任払いによる申請をした場合、要支援又は要介護認定を受けた後に、販売事業者への支給となります。また、要介護度の区分がつかない（非該当）場合は、福祉用具購入費が支給されません。

○入院中の方が受領委任払いによる申請をした場合、退院後※<sup>2</sup>に販売事業者への支給となります。

※<sup>2</sup> 遠野市福祉用具購入費受領委任払事務取扱要綱第1条に規定する「居宅要介護被保険者等」に該当する場合。

## 4 申請方法・様式

### (1) 申請方法

#### ■「償還払い」の手続き(従来型) ※手続き方法に変更はありません。

##### ①ケアマネジャー等に相談・依頼

ケアマネジャーから身体状況や介護環境に沿った福祉用具の購入についてアドバイスを受け、その必要性をお互いに確認します。

※担当のケアマネジャーがいない場合は、遠野市の地域包括支援センターにご相談ください。

##### ②福祉用具を購入し、費用の全額を支払う

都道府県から指定を受けた特定福祉用具販売事業者から購入し、費用の全額を支払います。

全額の支払いを受けた販売事業者は、利用者に領収書を発行します。

##### ③申請 (利用者から遠野市へ)

- ①介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(様式第27号)
- ②領収書(全額分)
- ③福祉用具購入の理由書
- ④パンフレット(購入した用具の定価や形状等が分かるもの)
- ⑤給付を本人以外が受取る場合には「委任状」

##### ④支給決定 (遠野市から利用者へ)

購入した福祉用具及び申請内容が適切なものかを審査し、支給限度基準額の範囲内で購入費の9割、8割又は7割を**利用者**に支給します。

支給決定後は、利用者に対し福祉用具購入費支給決定通知書を送付します。

#### ■「受領委任払い」の手続き

##### ①ケアマネジャー等に相談・依頼

ケアマネジャーから身体状況や介護環境に沿った福祉用具の購入についてアドバイスを受け、その必要性をお互いに確認します。

※担当のケアマネジャーがいない場合は、遠野市の地域包括支援センターにご相談ください。

##### ②福祉用具を購入し、費用の1割、2割又は3割を支払う

都道府県から指定を受けた特定福祉用具販売事業者から購入し、販売業者から受領委任払いの同意を得た場合には、費用の1割、2割又は3割の金額を支払います。

1割、2割又は3割の金額の支払いを受けた販売事業者は、利用者に領収書を発行します。

##### ③申請 (利用者から遠野市へ)

- ①介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払)兼同意書(様式第1号)
- ②領収書(1割、2割又は3割分)
- ③福祉用具購入の理由書
- ④パンフレット(購入した用具の定価や形状等が分かるもの)

##### ④支給決定 (遠野市から利用者及び販売事業者へ)

購入した福祉用具及び申請内容が適切なものかを審査し、支給限度基準額の範囲内で購入費の9割、8割又は7割を**販売事業者**に支給します。

支給決定後は、利用者及び販売事業者に対し福祉用具購入費受領委任払支給決定通知書を送付します。

### (2) その他

申請に必要な各様式は4月1日以降、市ホームページからダウンロードできます。受領委任払用の申請書は必ず裏面も印刷して使用してください。